

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 15 日（金）第 106 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○歳入の徴収事務の委託	（文化振興課取扱い）	1
○保安林の指定の解除予定	（森づくり推進課取扱い）	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い）	2
○小型まき網漁業の許可申請期間の決定	（水産振興課取扱い）	2
○土地改良区の定款の変更の認可（2件）	（農地整備課取扱い）	2
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	2
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課取扱い）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課取扱い）	3
○歳入の徴収事務の委託	（港湾空港課取扱い）	4
○歳入の収納事務の委託	（建築課取扱い）	5

告 示

鹿児島県告示第511号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料
- 2 委託の相手方
鹿児島市住吉町1番3号
株式会社芙蓉商事
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鹿児島県告示第512号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
指宿市山川福元字土矢倉616番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町 2 番地の 2	令和 2 年 2 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第514号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型まき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 許可の申請を要する者

指宿市山川町長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内において、小型まき網漁業を営もうとする者

2 許可の申請の期間

令和 2 年 5 月 25 日から同月 29 日まで

鹿児島県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 2 年 4 月 10 日付で有明町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 2 年 4 月 23 日付で徳之島用水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局九州技術事務所長から令和元年10月25日鹿児島県告示第452号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第518号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・屋敷添 1, 急・井手山 1, 急・三反田 1, 急・井手山 2, 急・磯 2, 急・大堂 1, 急・新村 1, 急・城 2, 急・狩集 1, 急・旧長勝院 1, 急・仮屋 3, 急・井ノ上 1, 急・仮屋 4, 急・西ノ前 1, 急・西ノ前 2, 急・小岩下 1, 急・枝迫 1, 急・桜本 1, 急・牛牧 1, 急・蓬原 1, 急・祖母石迫尻 1, 急・立迫西桁 1, 急・山口 1, 急・高岩下 1, 急・松久保 1, 急・松ヶ久保平 1, 急・荷床 1, 急・松ヶ久保平 2, 急・池底峠 1, 急・前田 1, 急・前田 2, 急・地藏平 1, 急・地藏平 2, 急・首尾 1, 急・桑ヶ宇都 1, 急・曲道 1, 急・西落シ上 1, 急・上出 1, 急・馬場 1, 急・後迫 1, 急・上瀬 1, 急・中野 1, 急・秋葉平 1, 急・前平 1, 急・平ン山 1, 急・充石 1, 急・充石 2, 急・西道 1, 急・長崎 3, 急・室屋 1, 急・地藏平 3, 急・東 1, 急・入野 1, 急・脇 1, 急・川尻西 1, 急・川尻西 2 及び急・川尻上 1
土石流	指宿市	土・間中田 1, 土・外園 2, 土・開平 1, 土・山ノ崎 1, 土・馬場迫 1, 土・馬場迫 2, 土・後迫 1, 土・枝迫 1, 土・清水ヶ元 1, 土・桜本 1, 土・大久保前 1, 土・蓬原 1, 土・星迫 1, 土・祖母石迫 1, 土・大迫平 1, 土・立迫西桁 1, 土・田ノ畑宇都 1, 土・山神 1, 土・嶽ノ畑 1, 土・浦村前 1, 土・浦村前 2, 土・浦村前 3, 土・モクラ迫 1, 土・湯ノ里 1, 土・柿木平 1, 土・上屋敷 1, 土・上ノ園 1, 土・石坂 1, 土・中園 1, 土・石坂 2, 土・野馬平 1, 土・池底向岩平 1, 土・村尻迫 1, 土・瀬坂村 1, 土・小田平 1, 土・蛇谷尻 1, 土・旧西撰寺 1, 土・小丸 1, 土・三枝迫 1, 土・旧辻堂 1, 土・山ノ口 1, 土・大渡 1, 土・鎌ヶ迫 1, 土・迫 1, 土・前田 1, 土・地藏平 1, 土・首尾 1, 土・鎌ヶ迫 2, 土・耳切 1, 土・峰崎 1, 土・前菌 1, 土・前菌 2, 土・大坪 1, 土・首尾 2, 土・桑ヶ宇都 1, 土・座ス作 1, 土・岩下迫 1, 土・後迫 2, 土・永吉後 1, 土・柿木迫 1, 土・壺本松 1, 土・西落シ平 1, 土・カツ子原 1, 土・松ヶ迫 1, 土・モガセ 1, 土・迫田 1, 土・三ツ石 1, 土・秋葉平 1, 土・平ン山 1, 土・新六平 1, 土・蝙蝠 1, 土・物袋 2, 土・物袋 3, 土・入野 1, 土・物袋 4, 土・川尻北 1, 土・川尻上 1 及び土・川尻北 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第519号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・屋敷添 1, 急・井手山 1, 急・三反田 1, 急・井手山 2, 急・磯 2, 急・大堂 1, 急・新村 1, 急・城 2, 急・狩集 1, 急・旧長勝院 1, 急・仮屋 3, 急・井ノ上 1, 急・仮屋 4, 急・西ノ前 1, 急・西ノ前 2, 急・小岩下 1, 急・枝迫 1, 急・桜本 1, 急・牛牧 1, 急・蓬原 1, 急・祖母石迫尻 1, 急・立迫西桁 1, 急・山口 1, 急・高岩下 1, 急・松久保 1, 急・松ヶ久保平 1, 急・荷床 1, 急・松ヶ久保平 2, 急・池底峠 1, 急・前田 1, 急・前田 2, 急・地蔵平 1, 急・地蔵平 2, 急・首尾 1, 急・桑ヶ宇都 1, 急・曲道 1, 急・西落シ上 1, 急・上出 1, 急・馬場 1, 急・後迫 1, 急・上瀬 1, 急・中野 1, 急・秋葉平 1, 急・前平 1, 急・平ン山 1, 急・充石 1, 急・充石 2, 急・西道 1, 急・長崎 3, 急・室屋 1, 急・地蔵平 3, 急・東 1, 急・入野 1, 急・脇 1, 急・川尻西 1, 急・川尻西 2 及び急・川尻上 1
土石流	指宿市	土・間中田 1, 土・外園 2, 土・開平 1, 土・馬場迫 1, 土・馬場迫 2, 土・後迫 1, 土・清水ヶ元 1, 土・桜本 1, 土・大久保前 1, 土・蓬原 1, 土・星迫 1, 土・祖母石迫 1, 土・大迫平 1, 土・田ノ畑宇都 1, 土・山神 1, 土・浦村前 1, 土・浦村前 2, 土・浦村前 3, 土・柿木平 1, 土・上屋敷 1, 土・上ノ園 1, 土・石坂 1, 土・中園 1, 土・石坂 2, 土・村尻迫 1, 土・瀬坂村 1, 土・小田平 1, 土・蛇谷尻 1, 土・旧西撰寺 1, 土・小丸 1, 土・三枝迫 1, 土・旧辻堂 1, 土・山ノ口 1, 土・大渡 1, 土・鎌ヶ迫 1, 土・迫 1, 土・地蔵平 1, 土・首尾 1, 土・鎌ヶ迫 2, 土・耳切 1, 土・峰崎 1, 土・前藪 2, 土・大坪 1, 土・首尾 2, 土・桑ヶ宇都 1, 土・座ス作 1, 土・岩下迫 1, 土・後迫 2, 土・永吉後 1, 土・柿木迫 1, 土・西落シ平 1, 土・モガセ 1, 土・秋葉平 1, 土・平ン山 1, 土・新六平 1, 土・蝙蝠 1, 土・物袋 2, 土・物袋 3, 土・入野 1, 土・物袋 4 及び土・川尻上 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第520号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に定める鹿児島港新港区一般駐車場使用料

2 委託の相手方

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社

3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

鹿児島県告示第521号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで